

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第二十二号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（平成八年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の備考2中「及び第三項」を削り、「ホテル営業及び旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。